

写

保医発1117第2号

平成28年11月17日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第394号）が平成28年11月17日に告示され、同月18日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月18日保医発第0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「04026x 肺高血圧性疾患」、「080140 炎症性角化症」及び「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」をそれぞれ別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「04026x 肺高血圧性疾患」のうち手術・処置等2の3に「セレキシパグ」を、「080140 炎症性角化症」のうち手術・処置等2の3に「イクセキズマブ」を、「130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物」のうち手術・処置等2の5に「エロツズマブ」を追加する。

